

専門学校 富士リハビリテーション大学校 進級・卒業規程

FRI-04-003-02

平成 25 年 4 月 1 日 制 定

令和 6 年 4 月 1 日 最近改正

(総則)

第 1 条 専門学校 富士リハビリテーション大学校に在籍する学生の進級ならびに卒業に関する取り扱いはこの規程の定めるところによる。

(認定)

第 2 条 進級ならびに卒業の認定は、進級判定会議 または 卒業判定会議の決議を経て、校長が行う。

(進級・卒業の基準)

第 3 条 進級ならびに卒業は次の条件を満たした者とする。

- (1) 進級においては、在籍学年で開設している科目をすべて合格していること。
- (2) 卒業においては、在籍学科で開設している科目をすべて合格していること。
- (3) (1),(2)の条件に加えて、授業料等学納金が完納されていること。

(原級留置)

第 4 条 進級または卒業の基準を満たさない者は原級に留置き、原則として全ての科目を再履修する。

- 2 教育課程の改訂により開講がない科目、第 4 学年の臨床実習等は再履修を免除される場合がある。
- 3 再履修免除について必要なことは別に定める。

(追認定考查)

第 5 条 次に掲げる要件を全て満たす者については、不合格科目の追認定考查実施を審議できる。

- (1) 在籍学年で開設している全科目のおよそ 1/2 が、専門学校 富士リハビリテーション大学校成績評価に関する規程（以下、成績評価に関する規程）第 3 条に規定する S または A または B の成績であること。
- (2) 成績評価に関する規程第 4 条で規定する FRI-GPA が 2.00 を下回らないこと。
- 2 不合格科目が複数である場合、FRI-GPA、出席状況、受講状況、意欲その他を勘案して慎重に追認定考查の可否を審議する。
- 3 追認定考查実施の可否は、進級判定会議または卒業判定会議で審議のうえ校長が判断する。

(追認定考查の実施)

第 6 条 追認定考查は、前項の審議で認められた場合に実施する。

- 2 方法は、筆記試験・実技試験・レポート提出などから妥当と思われる方法を選択する。

(再判定)

第 7 条 追認定考查の結果に基づき、進級および卒業の再判定を受けることができる。

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行（一部改正）する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行（一部改正）する。